

発委第10号

平成24年9月21日

浪江町議会議長 吉田 数博 様

提出者 浪江町議会運営委員会  
委員長 鈴木 辰行

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う  
財物賠償に関する決議（案）

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

## 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う

### 財物賠償に関する決議（案）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う土地・家屋などの財物の賠償基準が示されたが、その内容は被災者の考えと著しくかい離したものとなっている。

発災以来、1年6カ月を経過したが、国及び貴社の示す財物賠償では被災者の生活再建は不可能に近く、今後の生活設計が成り立たない状況にある。

よって、本議会は下記について財物賠償基準の明示及び見直しを強く求める。

#### 記

- 1 現在の土地・家屋に関する財物賠償基準では生活再建が不可能であり、経年減価を考慮せず再調達価格で賠償すること。
- 2 損壊家屋の長期間放置に伴う被害拡大の賠償を行うこと。
- 3 登記の有無にかかわらず、現存するすべての建物及び収容動産を賠償すること。
- 4 事業用資産の賠償基準を早急に示すこと。
- 5 津波被害における残置した財物の賠償基準を示すこと。
- 6 避難区域内の賠償に格差をつけないこと。

平成 24 年 9 月 21 日

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様 あて

福島県双葉郡浪江町議会